

全世代にわたる教育無償化等の推進に関する法律案 概要

1 趣旨

教育を取り巻く環境の変化

- ①家庭の経済的な状況による教育格差の是正
- ②少子化の進展への対処
- ③労働生産性の向上
- ④国際競争力の強化が我が国の重要な課題

教育を通じてこれらの課題に対処して我が国の未来を切り拓くための

全世代にわたる教育無償化等
(教育の無償化並びに多様化及び質の向上)に関する施策を推進

2 基本理念

教育が我が国社会の未来への投資であるとの認識の下に、全ての世代の者について、その経済的な状況にかかわらず、個人の進路選択に関する意思が尊重されるとともに、原則として経済的な負担なく、その適性に応じた多様で質の高い教育を受ける機会が十分に確保されることを基本として行わなければならない。

3 国の責務

基本理念にのっとり、全世代にわたる教育無償化等に関する施策を総合的に策定・実施

4 法制上の措置等

必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる(法制上の措置は施行後2年以内を目途)。

5 基本方針

小学校就学前の子どもの教育 (保育を含む。)

- ①一定の基準を満たす施設等を原則無償で利用できる給付
- ②幼稚園、保育所、認定こども園等について、保健、安全、設備、運営その他当該施設等に関する制度の統合
- ③療育、発達障害の早期発見等
- ④事業者の参入促進、撤退等のための環境の整備
- ⑤小学校における教育との円滑な接続

義務教育の段階における教育

- ①学校以外の場において学習活動費用に充てることができる給付
- ②学びの多様化学校の設置の促進等
- ③給特法の抜本的な見直し、勤務環境の抜本的な改革等

高等学校等における教育

高等学校等に係る教育無償化等の推進に関する法律に基づき推進

大学教育その他の高等教育

- ①職業教育と学術研究との役割の明確化
- ②教育内容の一層の充実
- ③入試制度の改善
- ④学習の成果に係る評価の客観性・厳格性の一層の確保
- ⑤大学数の適正化等の改革

を実施後に、若年の学生等がその修学に必要な標準的な期間授業料等に充てることができる給付を行う。

6 工程表の策定等

政府は工程表を策定(変更)・公表

講ずべき具体的な施策の内容+講ずる時期



毎年、国会に実施状況を報告・公表

7 その他

- ・公布の日から施行
- ・政府は、次の①及び②の制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
 - ①リカレント教育を受ける機会を含む生涯にわたるあらゆる学習の機会における費用の負担の軽減
 - ②世代間の公平性の確保に留意しつつ学資貸与金の返還に係る費用の負担の軽減